(別記様式第1号)

計画作成年度	令和5年度
計画主体	藤崎町

藤崎町鳥獣被害防止計画

令和6年2月26日作成

<連絡先>

担 当 部 署 名 藤崎町農政課農政係 所 在 地 藤崎町大字西豊田1丁目1番地 電 話 番 号 0172-88-8273 F A X 番 号 0172-89-7009 メールアドレス fnosei@town.fujisaki.jg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンザル、ニホンジカ、イノシシ、アライグマ、ハクビシン、
	キツネ、カラス
計画期間	令和6年度~令和8年度
対象地域	青森県藤崎町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1)被害の現状(令和4年度)

鳥獣の種類	被害の	D現状
局部の性類	品目	被害数値
ニホンザル	_	_
ニホンジカ	_	_
イノシシ	_	_
アライグマ	_	_
ハクビシン	_	_
キツネ	_	_
カラス	_	_
合計	_	_

(2)被害の傾向

, , , , ,	20.1
ニホンザル	農作物への被害は確認されてはいないが、当町においても出没が確
	認されており、農業への被害が懸念される。
ニホンジカ	農作物への被害は確認されてはいないが、当町においても出没が確
	認されており、農業への被害が懸念される。
イノシシ	農作物への被害は確認されてはいないが、当町においても出没が確
	認されており、農業への被害が懸念される。
アライグマ	農作物への被害は確認されてはいないが、当町においても出没が確
	認されており、農業への被害が懸念される。
ハクビシン	農作物への被害は確認されてはいないが、当町においても出没が確
	認されており、農業への被害が懸念される。
キツネ	農作物への被害は確認されてはいないが、当町においても出没が確
	認されており、農業への被害が懸念される。
カラス	農作物への被害は確認されてはいないが、当町においても出没が確
	認されており、農業への被害が懸念される。

(3)被害の軽減目標

対象鳥獣指標		現状値	目標値
刈多局 訊	1111示	(令和4年度)	(令和8年度)
ニホンザル	被害金額	_	1
ーパンリル	被害面積	_	ı
ニホンジカ	被害金額	_	I
ーパンシガ	被害面積	_	1
イノシシ	被害金額	_	1
1777	被害面積	_	ı
アライグマ	被害金額	_	1
アフイクマ	被害面積	_	I
ハクビシン	被害金額	_	1
	被害面積	_	ı
ナップ	被害金額	_	-
キツネ	被害面積	_	1
カラス	被害金額	_	_
	被害面積		
△≒	被害金額	_	
合計	被害面積	_	_

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
	ル不開してるた似古の正列東	
捕獲等に関	藤崎ハンタークラブに依頼し、有	負担増や高齢化による会員の減少
する取組	害鳥獣の捕獲を行ってきた。	等を理由にハンタークラブが解
		散。そのため、藤崎町狩猟免許保
		有者等、個人単位で有害鳥獣捕獲
		を依頼する必要がある。
防護柵の設	防護柵の設置については、被害地	防護柵の設置は、被害地域が広範
置等に関す	域が広範囲であることから実施し	囲であり、効果的な設置が難しい
る取組	ていない。	状況にある。
生息環境管	現状、講じている対策は特になし。	
理その他の		
取組		

(5) 今後の取組方針

- ・被害農家及び農協職員等から被害状況の聞き取りを行ない、被害内容等の情報収集を図る。
- ・実施隊員は、各種研修を受講し、習得した知識、技術をもとに鳥獣被害対策の実施に係る地域住民への啓発活動を行なう。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1)対象鳥獣の捕獲体制

農作物被害を受けた農家からの依頼により、農作物被害状況を確認し、巡回等の追い払い活動を行う。また、必要な場合は藤崎町狩猟免許保有者へ委託し、対象 鳥獣の捕獲等の活動を行う。

また、町は藤崎町狩猟免許保有者等の関係機関・団体や地域住民等と連携し、被害状況や捕獲・追払い活動に関する情報を共有し、効果的な捕獲活動を支援する。 ニホンジカ、イノシシの捕獲は、わな及びライフル銃以外の銃器を基本とするが、この方法での捕獲が困難な場合は、射程が長く、捕獲能力の高いライフル銃を使用する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 6 年度 ~ 令和 8 年度	イノシシ	・現地調査による情報の収集を行う。 ・被害農家及び農協職員等からの被害状況の聞き取り を基に、効果的な被害防止方法を検討する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

捕獲については、青森県有害鳥獣捕獲事務取扱要領及び、今後策定予定の藤崎 町アライグマ防除実施計画に基づき、適正に実施する。

①ニホンザル

これまで捕獲実績は無いが、農作物被害を防ぐため、必要最小数を捕獲する。

②ニホンジカ

これまで捕獲実績は無いが、農作物被害を防ぐため、可能な限り捕獲する。

③イノシシ

これまで捕獲実績は無いが、農作物被害を防ぐため、可能な限り捕獲する。

4キツネ

これまで捕獲実績は無いが、農作物被害を防ぐため、必要最小数を捕獲する。

⑤アライグマ

近年、捕獲実績は無いが、農作物被害を防ぐため、可能な限り捕獲する。

⑥ハクビシン

これまで捕獲実績は無いが、農作物被害を防ぐため、可能な限り捕獲する。

(7)カラス

これまで捕獲実績は無いが、農作物被害を防ぐため、必要最小数を捕獲する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
刈 多局訊	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ニホンザル	必要最小数	必要最小数	必要最小数
ニホンジカ	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
イノシシ	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
キツネ	必要最小数	必要最小数	必要最小数
アライグマ	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
ハクビシン	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
カラス	必要最小数	必要最小数	必要最小数

捕獲等の取組内容

捕獲については「青森県有害鳥獣捕獲事務取扱要領」に基づき、対象鳥獣の被害に応じて捕獲方法や捕獲場所を検討し、最も効果が期待できる方法で実施する。

【ニホンザル】

捕獲の必要性が生じた場合は周辺の住環境等を考慮しながら、箱わな及び銃器(ライフル銃を除く)により必要最小数の捕獲を行なう。

【ニホンジカ】

捕獲の必要性が生じた場合は周辺の住環境等を考慮しながら、わな及び銃器により可能な限り捕獲する。

【イノシシ】

捕獲の必要性が生じた場合は周辺の住環境等を考慮しながら、わな及び銃器により可能な限り捕獲する。

【キツネ】

捕獲の必要性が生じた場合は周辺の住環境等を考慮しながら、箱わな及び銃器(ライフル銃を除く)により必要最小数の捕獲を行なう。

【アライグマ】

捕獲の必要性が生じた場合は周辺の住環境等を考慮しながら、箱わな及び銃器 (ライフル銃を除く)により可能な限り捕獲する。

【ハクビシン】

捕獲の必要性が生じた場合は周辺の住環境等を考慮しながら、箱わな及び銃器 (ライフル銃を除く)により可能な限り捕獲する。

【カラス】

捕獲の必要性が生じた場合は周辺の住環境等を考慮しながら、わな及び銃器 (ライフル銃を除く)により必要最小数の捕獲を行なう。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

ニホンジカ及びイノシシの捕獲は、わな及びライフル銃以外の銃器を基本とするが、これらの方法での捕獲が困難な個体については、射程が長く、捕獲能力の高いライフル銃を使用する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣	
藤崎町	なし(権限移譲済み)	

4. 防護柵の設置に関する事項

(1)侵入防止柵の整備計画

社会自 辭		整備内容	
対象鳥獣	令和6年度	令和7年度	令和8年度
_	_	_	_

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣		取組内容	
刈 水 馬	令和6年度	令和7年度	令和8年度
_	_	_	_

5. 生息環境管理その他被害防止に関する取組

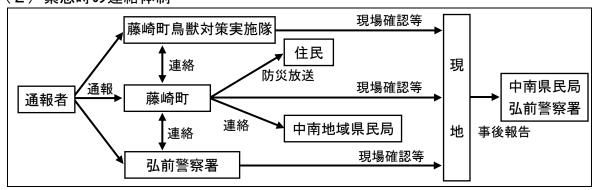
年度	対象鳥獣	取組内容
_	_	

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1)関係機関等の役割

	1
関係機関等の名称	役割
藤崎町	・防災行政無線や広報車等による地域住民 への注意喚起。 ・誘因物の有無を確認し、適正な処理を呼 びかける。 ・周辺パトロールを実施する。 ・警察署や実施隊等への連絡
藤崎町狩猟免許保有者	・町と連携し、緊急捕獲等の対応を図る。
弘前警察署	・銃器等の取り扱いに関する指導、助言を 行なうとともに、町と連携した現場確認等 の対応を取る。
中南地域県民局地域農林水産部 農業普及振興室、林業振興課	・町と連携した対応を図る。

(2) 緊急時の連絡体制



※藤崎町鳥獣対策実施隊は、町狩猟免許保有者及び農政課職員にて構成予定。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した対象鳥獣は、「青森県有害鳥獣捕獲事務取扱要領」に基づき、捕獲現場で埋却するなど適正に処理する。

なお、捕獲した鳥獣の処理体制については、町廃棄物担当部局と連携し、捕獲者 や廃棄物処理業者等の関係者に周知する。

また、藤崎町鳥獣被害防止対策協議会の捕獲事業により捕獲された鳥獣は、協 議会の構成員である藤崎町等が廃棄物の排出者として適正に処理する。

- 8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項
 - (1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

捕獲した対象鳥獣は、食品としての利用に適さない又は捕獲数が少なく食品としての利用促進が困難であるため、上記7のとおり適切に処理する。

また、その他の有効な活用も困難である。

(2) 処理加工施設の取組

・取組無し。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

・取組無し。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

	/ 10010021 - 101 / 0 1 / 0		
協議会の名称	藤崎町鳥獣被害防止対策協議会		
構成機関の名称	役割		
藤崎町農政課	事務局を担当し、協議会に関する連絡及び調整		
中南地域県民局地域農林水産部 農業普及振興室、林業振興課	有害鳥獣の捕獲行為に関する助言及び指導		
藤崎町狩猟免許保有者	有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣捕獲の実施		
つがる弘前農業協同組合 藤崎支店	有害鳥獣関連情報の提供と被害防止に関する指 導		
津軽みらい農業協同組合 常盤支店	有害鳥獣関連情報の提供と被害防止に関する指 導		
弘前警察署	住宅地等での生活被害発生時の連携		

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
_	_

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

〇藤崎町鳥獣被害対策実施隊の設置

・実施隊員は、藤崎町農政課等の職員及び藤崎町狩猟免許保有者より選出し、町 長が委嘱又は任命した者で構成する。なお、藤崎町鳥獣被害対策実施隊の設置に ついては、今後、藤崎町狩猟免許保有者と協議の上、設置時期、規模、役割につい て検討する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

鳥獣対策に関する研究会等に協議会構成員が積極的に参加し、そこで得た有効な対策等の知識を被害地域の農家に普及啓発し、防止対策を一体となって、推進していく。

また、近隣市町村と連携を強化し、情報の共有化や共同した対策の検討を図る。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

対象鳥獣の捕獲に関して、隣接する市町村や関係機関と連携を図っていく。